●適合宣言書・技術文書の記載事項

前項で述べたように，CEマーキングを貼付するには，製品が各指令に適合することを宣言する“適合宣言書”および“技術文書”の作成・保管が必要で，各記載内容は指令により異なります。

なお，保管に当たっては最終製品製造後，最低10年間の保管が義務付けられています。

（1）適合宣言書

適合宣言書の記載内容は表2-5のとおりですが，各指令により要求度合いが異なる部分があるので，詳細は各指令をご参照ください。

表2-5　適合宣言書の記載内容

記載事項	機械指令	EMC指令	低電圧指令
製造業者およびEU域内代理人の氏名，所在地	◎	◎	◎
製品の名称，説明	◎	◎	◎
製品が適合する全ての関連条項	◎	◎	－
EC確定機関の名称および所在地並びにEC型式審査証明書	○	○	－
技術文書を送付したEC確定機関の名称および所在地	○	－	－
検証を行ったEC確定機関の名称および所在地	○	○	－
整合規格への言及	○	○	◎
国内技術規格および使用した仕様書	○	○	○
製造業者又はその代理人として署名する権限を持つ者の役職，氏名	◎	◎	◎
CEマーキングを貼付した年の下2桁の数字	－	－	◎

［備考］◎：必須，○：該当する場合のみ必要，－：要求無し

（2）技術文書

技術文書の記載内容は表2-6のとおりですが，各指令により要求度合いが異なる部分があるので，詳細は各指令をご参照ください。

表2-6　技術文書の記載内容

記載事項	機械指令	EMC指令	低電圧指令
製品の一般説明	◎	○	◎
製品の全体図面および制御回路の図面	◎	－	◎
当該図面，図表，および取扱説明書	◎	－	◎
全面的または部分的に適用した規格の一覧表	◎	－	◎
要求事項を満足させるために採用した解決法	◎	○	○
実施した設計計算，実施した検査などの結果	◎	－	◎
試験報告	◎	○	◎
EC認定機関の発行したEC型式審査証明書	○	○	－

［備考］◎：必須，○：該当する場合のみ必要，－：要求無し